

「高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援制度」実施要領

(目的)

第1条 高知県では、デジタル技術等を活用したヘルステック分野の新製品やサービスの事業化や関連企業の育成と誘致を進めることで、県内にヘルステック産業を創出し、新たな雇用の創出や外商の拡大につなげるとともに地域課題を解決すること等を目的に、「高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)に取り組んでいる。このプロジェクトの一環として、産学官金が連携して、県内外の企業が取り組む新製品やサービスの開発から事業化までを伴走支援する「ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援制度」(以下、「本制度」という。)を構築する。なお、支援制度を利用して事業化を目指す企業の取組を「プロジェクト支援案件」とし、事業化を目指す取組がプロジェクト支援案件に決定した企業を「プロジェクト支援企業」とする。

(プロジェクト支援案件の決定)

第2条 本制度を利用できるプロジェクト支援案件となるための手順は次に掲げる事項のとおりとする。

(1) ヒアリング申請書の受理

企業は、様式1「ヒアリング申請書」、様式2「同意書」及び様式3「宣約書」を県に提出する。

県は、様式1「ヒアリング申請書」、様式2「同意書」及び様式3「宣約書」を受理したのち、専門家等による企業へのヒアリング実施に向けた調整を行う。

(2) ヒアリング等実施

専門家等は、企業の事業化を目指す取組内容について、ヒアリング等を実施する。

(3) プロジェクト支援への申請受理

ヒアリング等により、専門家等が、事業化を目指す企業の取組が様式1「ヒアリング申請書」に記載の要件を全て満たしていると評価した場合、企業は、様式4「プロジェクト支援申請書」を県に提出する。

県は、様式4「プロジェクト支援申請書」を受理したのち、企業に対して、ピッチ会の開催案内を通知する。

(4) ピッチ会の開催

企業は、高知県ヘルスケアイノベーション推進協議会委員(以下、「協議会委員」という。)等に対して事業化を目指す取組内容を発表する。

(5) プロジェクト支援案件決定

協議会委員等が、事業化を目指す企業の取組が様式1「ヒアリング申請書」に記載の要件を全て満たしていると評価した場合、県は、その評価を踏まえて、プロジェクト支援案件を決定する。

(プロジェクト支援決定の通知)

第3条 県は、前条第1項第5号の規定により、プロジェクト支援企業に対して、様式5「プロジェクト支援決定通知書」により通知する。

(支援内容)

第4条 県は、プロジェクト支援案件に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 実証フィールドの確保支援
- (2) 県内の高等教育機関の協力による研究開発支援
- (3) 法規制へのアドバイス
- (4) 外部資金調達への支援
- (5) その他必要と認められる支援

(支援期間)

第5条 本制度における支援期間は、原則として「プロジェクト支援決定通知書」の通知日から起算して3年間とする。

2 プロジェクト支援企業は、本制度における支援期間の延長を求める場合は、様式6「プロジェクト支援制度に係る支援期間延長承認申請書」を、支援の中止を求める場合は、様式7「プロジェクト支援制度に係る支援中止承認申請書」をあらかじめ県と協議のうえ、県に提出する。

3 県は、前項の規定により支援期間の延長、または支援中止の承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、様式8「プロジェクト支援制度に係る支援の期間延長（中止）承認（不承認）通知書」をプロジェクト支援企業に通知する。

(プロジェクト支援案件の公表)

第6条 県は、プロジェクト支援案件について高知県産業振興推進部産業イノベーション課のホームページにて公表する。

(守秘義務)

第7条 県または専門家等は、企業から支援制度の利用を目的として提供された情報について、情報を提供した企業の事前の了解なく第三者に開示し、又は漏洩しない。

(進捗状況の報告)

第8条 県は、プロジェクト支援企業に対して、プロジェクト支援案件の進捗状況について、高知県ヘルスケアイノベーション推進協議会等での報告を求めることができる。

(事業成果の報告)

第9条 知事は、プロジェクト支援事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降の5年間、プロジェクト支援企業に対し、事業の成果に関する報告を求め、必要な調査を行い、プロジェクト支援企業に発表させることができる。

(留意事項)

第10条 本制度の運用にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 県は、プロジェクト支援企業が法令若しくはこの要領の規定に違反した場合又は県の信用を著しく失墜する行為を行った場合、プロジェクト支援案件の決定を取り消すことができる。

(2) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する企業は本制度を利用できない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月30日から施行する。